

○子供会による遊び場等の清掃及び除草協力実施要領

平成6年4月1日制定

改正

平成13年4月18日

平成19年4月1日

子供会による遊び場等の清掃及び除草協力実施要領

(目的)

第1条 この要領は、遊び場等（小金井市の管理する公園、児童遊園及び子供広場をいう。以下同じ。）の清掃や除草を行うという社会活動を通じて、子供達の情操を育むと同時に、遊び場や公園に対する理解と関心を深めることを目的とする。

(子供会の募集)

第2条 遊び場等の清掃及び除草に協力する子供会（小金井市子供会育成連合会加盟の子供会及びこれに準ずる団体で市長が認めたものをいう。以下同じ。）の募集は、公募により行うものとする。

(申込み及び承認)

第3条 協力しようとする子供会は、遊び場等の清掃・除草協力申込書（様式第1号）及び遊び場等の清掃・除草実施計画書（様式第2号）を提出するものとする。この場合において、市は、2以上の子供会の清掃及び除草の場所が重複しないよう調整の上、承認するものとする。

(実施回数及び期間)

第4条 協力の実施期間は、4月1日から翌年の3月31日までとし、協力する子供会は、毎月1回以上清掃及び除草を行い、常に遊び場等を清潔に保つよう心掛けるものとする。

(報告書)

第5条 協力する子供会は、3月の清掃及び除草の終了後速やかに遊び場等の清掃・除草実施報告書（様式第3号）を提出するものとする。

(協力金)

第6条 遊び場等の清掃及び除草の協力を実施した子供会には、遊び場等の面積、清掃実施回数等に基づき別に定める基準により協力金を支払う。

2 協力金の支払いは、年1回とし、子供会の指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

(庶務)

第7条 庶務は、環境部環境政策課緑と公園係において処理する。

付 則

この要領は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成13年4月18日）

この要領は、平成13年4月18日から施行し、この要領による改正後の子供会による遊び場等の清掃、除草協力実施要領の規定は、平成13年4月1日から適用する。

付 則（平成19年4月1日）

この要領は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度以降の清掃及び除草の協力の実施から適用する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第3条関係）

様式第3号（第5条関係）